

貸借対照表の公告がはじまります！

(法務局での資産の総額変更登記は平成 30 年 10 月(予定)から不要となります)



定款変更届出書等をご提出ください

原則：全ての法人が手続きが必要です

郵送、電子申請でも
提出できます！



【下記の 1～3 の書類をご提出ください】

- 1 定款変更届出書 第 6 号様式 1 通 (記載例を同封します)
- 2 総会議事録の写し 1 通 (定款変更を議決した総会議事録)
- 3 変更後の定款 2 部

<NPO 法改正のうち、貸借対照表の公告に関する概要>

平成 28 年 6 月 7 日に特定非営利活動促進法 (以下「NPO 法」) が一部改正されました。

今までは、組合等登記令に基づき、法務局において資産の総額の登記を毎年変更することが義務づけられていましたが、その変更登記が不要となるかわりに、毎年貸借対照表の公告を行うことが義務づけられます。(平成 30 年 10 月 1 日施行予定※) ※「予定」とされているのは、貸借対照表の公告についての施行日が、改正 NPO 法公布の日から起算して 2 年 6 月以内において、政令で定める日とされているためです。

<改正のポイント>



- ☆法人自らが貸借対照表の公告を行うことで、毎年の変更登記申請が不要となる法人の事務負担軽減のための改正です。
- ☆定款に公告方法の明記が必要となるため、総会で議決の上、定款の変更について、横浜市に「定款変更届出書」を提出する必要があります。

<重要ポイント！ いつまでに手続きをすればよいの？>

- ☆ 3 月決算法人の場合、平成 29 年又は平成 30 年の定期総会にて決議をお願いします。
- ☆ 平成 30 年 10 月 1 日に施行の場合、遅くとも平成 30 年 9 月 30 日までに総会で定款変更の議決をし、その後遅滞なく横浜市に定款変更届出書をご提出ください。

<貸借対照表を公告する年度と時期について>

貸借対照表の公告に関する規定が平成30年10月1日に施行された場合の必要な手続き（3月決算法人の場合）

	法務局での登記（決算後3か月以内）	貸借対照表の公告（決算後遅滞なく）
H29年（H28決算）	要	H29年度総会で定めた場合は要
H30年（H29決算）	要	要（決算後又はH30年10月1日）
H31年（H30決算）	不要	要（決算後遅滞なく）

<貸借対照表を公告する方法について>

下記のいずれかの方法を定款において定めてください。※①と②については、掲載料が発生します

- ① 官報掲載※ ② 日刊新聞紙への掲載※ ③ 法人ホームページへの掲載 ④ 内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載 ⑤ 主たる事務所の掲示場への掲示

記載例

（公告の方法）

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、

法人の状況にあわせて、
いずれかの方法を選んでください！



- ① 官報に掲載して行う。
- ② 神奈川県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
- ③ この法人ホームページに掲載して行う。
- ④ 内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。
- ⑤ この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

<必要となる手続き（定款変更届出）について>

公告の方法は、NPO法第25条第6項に規定される届出事項となりますので、法人の総会での議決のみで変更することができます。（所轄庁の認証は不要です。）

STEP1 総会の開催（議案に「定款変更の件」を明記してください。）



STEP2 横浜市へ下記の①～③を提出（郵送、電子申請可）完了!!

	提出書類	部数
①	定款変更届出書（第6号様式）	1通
②	総会議事録の写し	1通
③	変更後の定款	2部

公告の方法以外の事項をあわせて変更する場合には、**認証申請**が必要な場合があります。ご注意ください。



【附則の記載】 附則 この定款は、平成〇年〇月〇日（←総会の日）から施行する。

<重要なお知らせ>

組合等登記令の改正により、平成29年4月1日より、資産の総額の登記期限が延長されました。

（改正前）事業年度終了後2か月以内 ⇒ （改正後）事業年度終了後3か月以内

【問合せ・提出先】 横浜市市民局市民活動支援課 〒231-0062 横浜市中区桜木町1-1-56 7階

電話 045-227-7966 FAX 045-223-2032

ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/ninsyou/>